

2024年10月31日

共立株式会社

公正取引委員会からの排除措置命令について

当社は、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（以下「JOGMEC」といいます。）を契約者とする共同保険契約に関し、独占禁止法に違反する行為があったとして、本日、公正取引委員会より排除措置命令を受けましたので、下記の通りお知らせいたします。

このような事態となり、お客様をはじめ関係者の皆様に大変なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを心よりお詫び申し上げますとともに、この度の排除措置命令を厳粛かつ真摯に受け止め、法令等遵守を基本とした経営を徹底し、それを業務執行の大前提とした上で、企業理念である「安心と信頼のパートナー」に立ち返り、お客様本位の業務運営方針を再徹底し、公平公正な保険募集業務の遂行を通じて健全な保険市場の構築に貢献していくことで、信頼回復に努めてまいります。

記

1. 排除措置命令の概要

当社は、三井住友海上火災保険株式会社、損害保険ジャパン株式会社、及び東京海上日動火災保険株式会社（以下「損害保険会社3社」といいます。）とともに、JOGMECを保険契約者とする損害保険契約について、JOGMECが共同保険の形式で一般競争入札の方法により発注した備蓄基地保険（※）の保険契約について、損害保険会社3社は当社を介して入札保険料等を決定して事前に想定した引受保険料及び引受割合で受注できるようにし、当社はそれに協力する旨の合意の下に、当社が損害保険会社3社の入札保険料等に係る情報を適時に3社から入手し、他の2社に共有する行為などが独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）に違反するものとして、当該違反行為を既に取りやめていることを確認すること、今後同様の行為を行わないために必要な措置を講じることなどを命じられております。

なお、課徴金納付命令は受けておりません。

※JOGMECが管理する国家石油・石油ガス備蓄基地等を対象とする企業財産包括保険、火災通知保険、土木構造物保険及び総合賠償責任保険

2. 再発防止への取り組みについて

当社では、2023年8月に独占禁止法違反疑義事案を把握して以降、経営として重大かつ深刻な問題であると認識し、経営トップの判断で主要経営陣をメンバーとした社内調査プロジェクトチームを設置しました。独占禁止法に知見がある外部弁護士等を新たに選任し、逐一支援・アドバイスを受けながら、経営レベルで対応してまいりました。また、本年4月以降、関東財務局からの報告徴求命令に従い、当社の対応・調査状況等を報告するとともに、対話を進めながら、発生原因の分析、再発防止策の策定等を行い、現在は再発防止策の取り組みを進めているところです。なお、今次命令における排除措置につきましても、再発防止策に追加し、引き続き再発防止をさらに徹底してまいります。

以上